

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成20年度
条 例 名	特定非営利活動促進法施行条例		
条 例 番 号	平成10年神奈川県条例第37号	法 規 集	第4編第1章第1節
所 管 部 局 室 課	県民部NPO協働推進課		
条 例 の 概 要	知事が所轄する特定非営利活動法人に関し定非営利活動促進法の施行に係る必要な事項を規定している。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	この条例は、特定非営利活動促進法第9条第1項の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関して、同法が条例で定めることとしている認証申請等に必要な事項や特定非営利活動法人が同法に基づいた運営を行う際の要件を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けるための手続や特定非営利活動法人が同法に基づく運営及び手続を行う際の根拠となっており、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展の促進に有効に機能している。	認証法人数 (平成19年度末) 2,124法人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例に基づき、特定非営利活動促進法施行に当たっての手続が、簡素かつ効率的に行われている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	ボランティア団体の法人化や法人運営に際しての必要な要件を規定しているものであり、「神奈川力構想」に基づき県が進める協働型社会づくりの一環として、県の基本方針に合致したものである。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	特定非営利活動促進法及び関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	○ 有 無